

# 全国こども政策関係部局長会議

令和7年1月

文部科学省総合教育政策局

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和7年度予算額（案）

7,052百万円

（前年度予算額

7,050百万円）



文部科学省

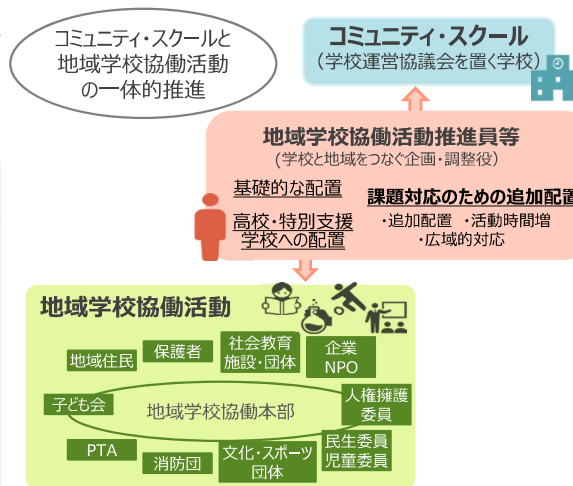
## 現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクール（※）と社会教育活動である地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**  
 ※コミュニティ・スクールは、子供を取り巻く課題の解決に向けて、**保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持つ「当事者」として学校運営に参画**する学校運営協議会を置く学校（R6.5時点:20,153校、58.7%）
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

## 事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

事業実施期間	平成27年度～
交付先	都道府県・政令市・中核市（以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等



## 経済財政運営と改革の基本方針2024

（令和6年6月21日閣議決定）

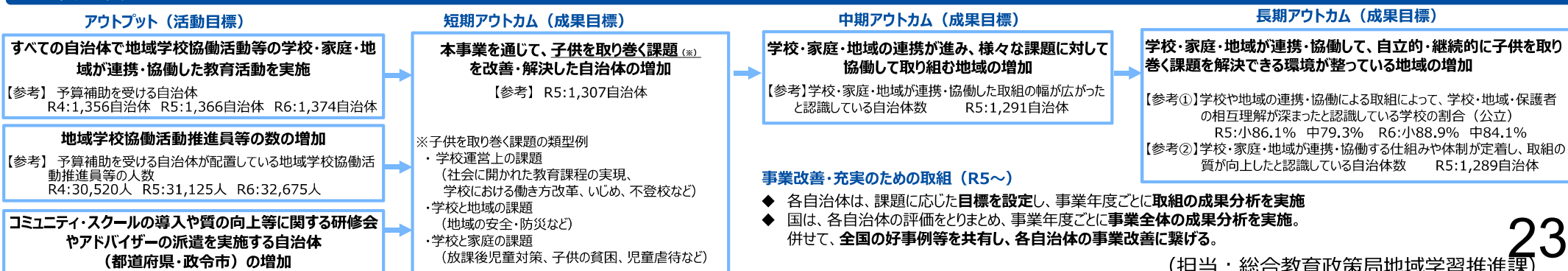
第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題  
 (3) 公教育の再生・研究活動の推進  
 (質の高い公教育の再生)  
 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師を安心して本務に集中させ、こどもたちの豊かな学びを実現するため、チーム学校との考えの下、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組を**加速**するとともに、  
 (略) 豊かな感性や創造性を育むための自然等の体験活動・読書活動、キャリア教育・職業教育等を推進する（略）。

## 具体的な取組

- ▶ **コーディネート機能の強化**
  - 引き続き**地域学校協働活動推進員等の配置を促進**
  - 学校における働き方改革や放課後児童対策などの**地域課題**に応じ、**専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援**
  - **地域学校協働活動推進員等の処遇改善**
- ▶ **地域学校協働活動の実施**
  - **学校における働き方改革に資する取組、放課後等における学習支援や体験・交流活動等を支援**
  - 放課後子供教室新規開設時の備品整備を支援
- ▶ **教育委員会の伴走支援体制の構築・強化**
  - **CSアドバイザーの配置促進**
  - 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する**研修の充実**

## ロジックモデル



# コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和6年12月時点）

本体はこちら →



## 《教育分野》

- 全国コミュニティ・スクール連絡協議会  
（コミュニティ・スクールの推進に関する情報交換、普及啓発等）
- 公益社団法人日本PTA全国協議会
- 一般社団法人全国高等学校PTA連合会  
（PTA活動に関する研修・広報活動、子供たちの健全育成等）
- 公益社団法人全国子ども会連合会  
（子ども会活動の推進、指導者の養成・研修等）
- 公益社団法人全国公民館連合会  
（公民館の普及促進、調査研究等）
- 全国私立大学教職課程協会
- 日本教育大学協会
- 日本教職大学院協会  
（教師教育・教員養成に関する調査研究・情報発信等）
- 全国都道府県教育委員会連合会
- 全国市町村教育委員会連合会
- 指定都市教育委員会協議会
- 全国都市教育長協議会
- 中核市教育長会
- 全国町村教育長会  
（教育委員会相互の情報共有、教育行政に関する調査研究等）
- 全国国公立幼稚園・こども園長会  
（幼児期の教育の発展・振興、保幼小の連携推進）
- 全日本中学校長会  
（中学校教育の振興等）
- 全国連合退職校長会  
（教育の振興、地域の教育・文化の向上等）

- 全国公立小中学校事務職員研究会  
（学校事務の研究、事務職員の資質向上、教育環境の整備等）
- 全日本教職員連盟  
（教職員の研修、地域・家庭における教育の充実に向けた取組等）
- 公益社団法人日本教育会
- 日本連合教育会
- 一般社団法人全国教育問題協議会  
（教育に関する調査研究・普及活動等）
- 公益財団法人日本学校保健会  
（子供の現代的健康課題に対応するための学校保健の振興等）
- 公益財団法人産業教育振興中央会
- 全国産業教育振興会連絡協議会  
（産業教育の振興）
- 全国専修学校各種学校総連合会  
（専修学校・各種学校における職業教育の振興、中高との連携推進）
- 公益財団法人日本漢字能力検定協会  
（日本語・漢字に関する普及啓発・支援等）
- 公益財団法人日本数学検定協会  
（数学に関する普及啓発・支援等）

## 《スポーツ・文化分野》

- 公益財団法人日本スポーツ協会  
（スポーツ指導者・スポーツ少年団の育成、生涯スポーツの普及等）
- 公益財団法人運動器の健康・日本協会  
（運動器の健康増進、疾患・障害の予防に関わる教育・啓発等）
- 特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟  
（ラジオ体操・みんなの体操の普及等）
- 一般社団法人和食文化国民会議  
（無形文化遺産「和食」の適切な保護・継承）

## 《防災・安全分野》

- 公益財団法人全国防犯協会連合会  
(防犯思想・知識の普及、薬物乱用防止等)
- 一般財団法人全日本交通安全協会  
(交通安全に関する普及啓発等)
- 消防団  
(防火指導、応急手当の普及活動、防災意識の向上等)
- 公益社団法人隊友会  
(防衛・防災関連施策への協力等)

## 《金融分野》

- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人信託協会
- 一般社団法人全国地方銀行協会
- 一般社団法人第二地方銀行協会
- 一般社団法人全国信用金庫協会
- 一般社団法人全国信用組合中央協会
- 一般社団法人生命保険協会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 日本FP協会  
(金融に関する普及啓発・リテラシー向上等)

## 《児童福祉分野》

- 一般財団法人児童健全育成推進財団  
(児童館の活動支援、児童福祉に関する調査研究等)
- 全国学童保育連絡協議会  
(学童保育に関する調査研究、指導員の研修活動等)
- 一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会  
(ひとり親家庭・寡婦の福祉に関する啓発・広報等)
- 全国保育協議会
- 公益社団法人全国私立保育連盟
- 社会福祉法人日本保育協会  
(保育・児童福祉の向上等)

## 《人権分野》

- 更生保護法人全国保護司連盟  
(保護観察対象者の指導・支援、犯罪予防活動等)
- 全国人権擁護委員連合会  
(人権に関する相談対応、人権啓発等)

## 《国際協力分野》

- 公益社団法人青年海外協力協会  
(グローバル人材の育成、地域の国際化支援等)

## 《社会福祉・労働分野》

- 一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会  
(多世代と交流しながら健康な生活を送る地域づくりへの支援)
- 全国食生活改善推進員協議会 (一般財団法人日本食生活協会)  
(食育の推進・運動習慣の定着等)
- 全国社会福祉協議会  
(福祉人材の育成・研修、ボランティア・福祉教育の推進等)
- 全国民生委員児童委員連合会  
(生活上の様々な相談支援を行う民生委員・児童委員活動の推進)
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
(知的障害者の支援、知的障害福祉の普及啓発等)
- 全国老人クラブ連合会  
(子供の見守り、清掃・緑化、伝承・多世代交流等の活動推進)
- 一般財団法人ACCN  
(キャリアコンサルタントによるキャリア教育の推進等)

## 《農林水産分野》

- JAグループ (一般社団法人全国農業協同組合中央会)
- 全国森林組合連合会
- 全国漁業協同組合連合会  
(農林水産分野における体験機会の提供等)

## 《経済分野》

- 公益社団法人経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 全国商工会連合会  
(経済界との連携・交流、地域経済の活性化等)

## 《自動車整備分野》

- 自動車整備人材確保・育成推進協議会  
(自動車整備に携わる人材の確保・育成等)

## 《海事分野》

- 海事産業人材確保・育成推進協議会  
(海事産業に携わる人材の確保・育成等)

# (参考) 「学校・教師が担う業務の3分類」に基づき協力が可能と考えられる事項

- 本年5月の中教審特別部会「審議のまとめ」では、学校における働き方改革の更なる加速化に向け、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進するとともに、働き方改革の実効性を向上するためには保護者、地域住民等の理解・協力・連携が不可欠であるとされている。
- こうした動向を踏まえ、「学校・教師が担う業務の3分類」(※)に基づく取組毎に、一般的に協力が可能と考えられる協力団体等を整理。

※学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31(2019)年1月25日中央教育審議会)において提言されたもの。

登下校に関する対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、一般財団法人全日本交通安全協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、 <b>一般財団法人児童健全育成推進財団</b> 、更生保護法人全国保護司連盟、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国老人クラブ連合会
放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人全国防犯協会連合会、全国民生委員児童委員連合会
児童生徒の休み時間における対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国老人クラブ連合会
校内清掃	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会
部活動	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、公益社団法人隊友会
給食時の対応	公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、一般社団法人和食文化国民会議、全国食生活改善推進員協議会(一般財団法人日本食生活協会)
学校行事の準備・運営	公益社団法人日本PTA全国協議会、一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、公益財団法人運動器の健康・日本協会、特定非営利活動法人全国ラジオ体操連盟、一般社団法人和食文化国民会議、一般財団法人全日本交通安全協会、消防団、公益社団法人隊友会、 <b>全国学童保育連絡協議会</b> 、全国社会福祉協議会、全国老人クラブ連合会、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
進路指導	一般社団法人全国高等学校PTA連合会、公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益社団法人全国公民館連合会、一般社団法人全国信用組合中央協会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、一般財団法人ACCN、全国森林組合連合会、日本商工会議所、自動車整備人材確保・育成推進協議会、海事産業人材確保・育成推進協議会
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	公益社団法人全国子ども会連合会、全国公立小中学校事務職員研究会、公益財団法人日本漢字能力検定協会、公益財団法人日本数学検定協会、 <b>一般財団法人児童健全育成推進財団</b> 、 <b>全国学童保育連絡協議会</b> 、 <b>一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会</b> 、更生保護法人全国保護司連盟、全国人権擁護委員連合会、全国社会福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会

※本資料に記載していることをもって、各地域における協力を直ちに約束するものではない。

---

# 放課後児童対策

---

趣旨

- ▶ 「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた152万人分をほぼ達成（151.9万人）。一方で、待機児童数は令和6年5月1日時点で1.8万人と、令和5年度の同時期（1.6万人）に比べて増加。
- ▶ 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図り、パッケージを改訂するものである。

## 1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R6.5.1) 登録児童 151.9万人 待機児童 1.8万人  
(R6.10.1) 登録児童 147.1万人 待機児童 0.9万人

### (1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

#### 1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の高上げ【R6補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ④ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑤ 学校施設の積極的な活用
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ 民間事業者による参入支援【R6補正】
- ⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知

#### 2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善
- ③ 職員の確保支援【R6補正】
- ④ 平日夜間の人材確保支援【R7拡充】
- ⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R6補正】
- ⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減
- ⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減【R6補正】

#### 3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

#### 4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援【R7拡充】
- ② 年度前半の開所支援のあり方の検討
- ③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討

#### 5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

### (2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

#### 1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進【R7拡充】
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R6補正、R7拡充】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応【一部R6補正】
- ⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【R6補正】
- ⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

#### 2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

#### 3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組【一部R6補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報
- ⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正
- ⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応

## 2. 放課後児童対策の推進体制について

### (1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

### (2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

## 3. その他留意事項について

### (1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

### (2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

### (3) こども・子育て当事者の意見反映について



喫緊の課題となっている放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた**3つの課題**に対応した**6つの対応策**を追加して整理。

## 3つの課題

### ①待機児童発生状況の偏り

- ・長期休業前に多くの待機児童が発生（時期）
- ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年）
- ・一部の自治体において特に発生（地域）

◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5%）
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で 全体の4割(R5と同様)



## 6つの対応策

1. 夏季休業期間中等の開所支援。
2. 特に就学にあたっての不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。
3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。



4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。
5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。

### ②補助事業の未活用等

- ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。
- ・安全対策のための定員管理の必要。



6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用に際し教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。

### ③関係部局間・関係者間の連携

- ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。

# 放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号通知) 【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

## 1. 学校施設等の有効活用について

### (1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
- ② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
- ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)**の活用
- ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

### (2) 廃校施設の活用

- ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用

### (3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

- ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

## 2. 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

## 3. 関係部局間・関係者間の連携について

### (1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

### (2) 推進委員会等による放課後児童対策の検討

- ・ 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- ・ 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

### (3) **学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携**

- ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

## 4. その他

### (1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

- ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

### (2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

- ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



# 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備事例



岡山市

岡山市では、放課後児童クラブ担当部局と教育委員会が連携し、学校の理解を得て、余裕教室の活用や特別教室のタイムシェア（一時的な利用）など学校施設を有効活用した放課後児童クラブの整備を行っている。



特別教室のタイムシェアにより放課後児童クラブを実施している様子

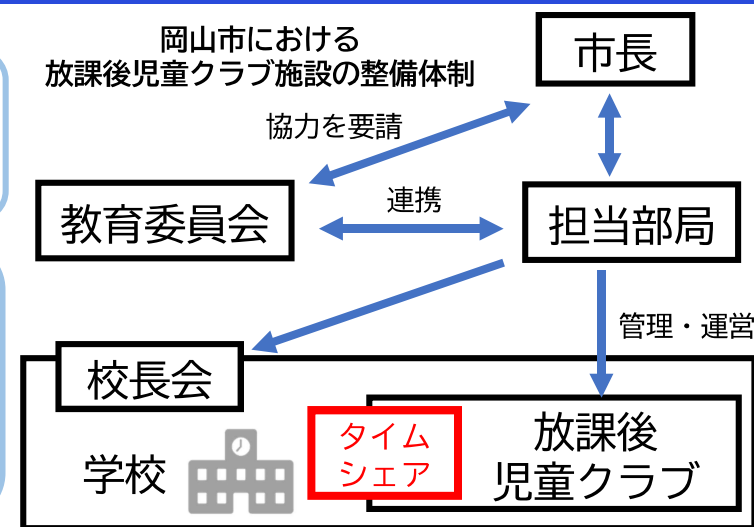
## 学校施設の円滑な活用を可能にする取組

### 取組の概要

放課後児童クラブのニーズが年々高まり、希望者が利用できない「待機児童」が増加。危機感を持った市長がリーダーシップを発揮し、待機児童対策を市の重要課題の1つと位置づけ、教育委員会に協力を要請。学校の図工室などの特別教室のタイムシェア等による放課後児童クラブの定員増を実現。今後も学校施設を活用することで待機児童の解消を目指す方針。

### 取組の要点

- ◆担当部局と教育委員会が日頃から連携を密にし、情報共有や連携体制を構築。
  - ➔放課後児童対策についての現状や方策を市長に説明する際には、担当部局と教育委員会の担当者が同席。校長会への説明資料は事前に双方で調整。
- ◆学校の備品や児童の私物の管理、セキュリティ面などタイムシェア等を行う際の学校側の懸念事項を担当部局で聞き取り。
  - ➔・学校の物品や児童の私物の保管、安全管理に必要な備品の準備
  - ・レンタルエアコンの設置や光熱費の負担
  - ・学校活動に影響のない動線の確保
  - ・教室外への移動の際には放課後児童支援員が付き添う等の利用時のルールを学校と協議の上で設定。



### 成果

- ◆タイムシェア等により、専用施設の設置よりも迅速に受け入れ体制が整い、機動的な定員増を実現。  
※R5.8~10の間に14クラブで231人の定員増。（うちタイムシェアは5クラブ）

### 課題

- ◆都度、物品を専用施設から持参することによる負担の増加や複数箇所の活動への対応が必要となるためスタッフの増員が必要。

# 学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話ヒアリング等をもとに、文部科学省作成

## 東京都目黒区

### 放課後の時間帯の特別教室を 放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の**特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。**
- 使用していない準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画を確保し、事務室として利用。専用区画が校舎内に確保できない場合には、校舎外に物置を建てるなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。  
児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、**あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成。**

可動式のランドセルロッカー



ロール畳

折脚テーブル

※ランチルームのタイムシェアの事例

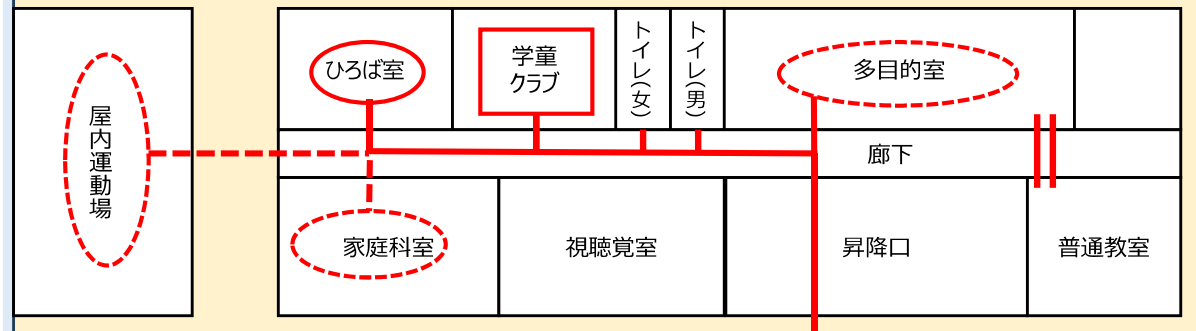
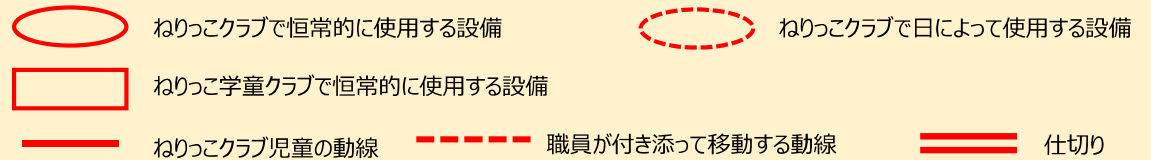
## 東京都練馬区

### 放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、 施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）を実施するにあたり、**教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。**
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、**放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫**が行われている。

#### 〔協定書における図のイメージ〕

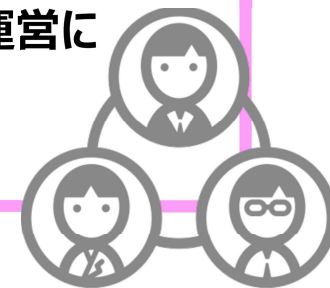
※練馬区提供資料を参考に文部科学省において作成。図面は架空のもの。





市内の約17の小学校において、学区内の放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員となり、地域関係者の一員として学校運営に参画している。

※八王子市は全ての公立小学校に学校運営協議会が設置されている。



## 八王子市立元木小学校の例

- 元木小学校の学校施設外で運営している放課後児童クラブが、平成30年度に移転することが決まっていた。
- 学校敷地内専用施設への移転については、学校運営協議会でも協議がされたが、その際、放課後児童クラブの施設長兼運営NPO法人代表が学校運営協議会委員となっていたことで、学校運営協議会の重要な議題となり、「学校教育活動や学校周辺の近隣住民の生活に支障をきたさない」という視点で、市側との緊密な連携のもと計画を練り上げ、スムーズに移転を進めることができた。
- また、放課後の子供の居場所づくりとして、放課後子供教室が毎週3回実施されている。運営組織は地域住民有志から成る推進委員会だが、これを立ち上げ推進委員会会長を務めているのも学校運営協議会の一員である。（放課後児童クラブ施設長とは別の委員）それぞれからの報告が学校運営協議会でなされ、全委員が情報を共有できるため、放課後児童クラブと放課後子供教室との運営主体がより明確になり、必要に応じての連携もしやすくなった。
- 学校運営協議会で、放課後児童クラブの関係者から子供たちの活動の様子を共有いただくことで、地域と学校が全体として子供たちの様子が把握できるとともに、放課後児童クラブの関係者にとっても学校の活動を知る機会となり、お互いの理解が進むことで普段から連携がしやすくなった。

# 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

## 放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

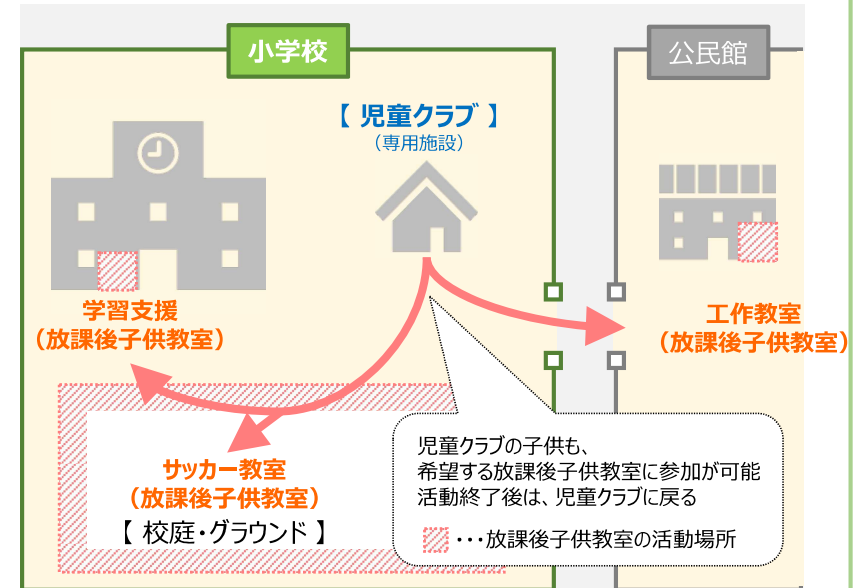
## 放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

## 隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)		〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月		月	実施なし
火		火	実施なし
水	15:30～18:30	水	15:30～17:30 グラウンド 余裕教室
木	学校敷地内 専用施設	木	実施なし <small>(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援</small>
金		金	実施なし
土	08:30～18:30	土	10:00～12:00 公民館 (隣接)
日	実施なし	日	実施なし <small>(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室</small>



**連携型**：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

**校内交流型**：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

# 総合教育会議を活用した放課後児童対策の検討

## 総合教育会議：

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される。

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4により設置

総合教育会議の内容として、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」を取り上げた自治体

令和3年度間 全国で **97** ※都道府県・指定都市（2）、市町村等（95）

令和4年度間 全国で **85** ※都道府県・指定都市（5）、市町村等（80）

「教育委員会の現状に関する調査」（令和3年度間・令和4年度間）

## 事例

### 東京都西東京市

- 議題のひとつとして、**放課後児童クラブにおける過密化対策**を議論。学校施設の一時利用（タイムシェア）、放課後子供教室との実施場所との調整、学校の業務と放課後児童クラブの業務とのすみ分けなどに関する質疑や意見交換が行われた。
- 議論の終わりには、市長から、（学校と放課後児童クラブの）双方が連携していくことを共通の認識とすることができたとの発言があった。

※令和6年度第1回西東京市総合教育会議の議事録をもとに、文部科学省作成。

### 静岡県浜松市

- 議題のひとつとして、**放課後の子供の居場所づくり**について議論。放課後児童クラブについて、待機児童が発生する一方で夏休み後に需要が少なくなることや、学校施設の活用等について議論が行われた。
- 議論の中では、市長から、子供の居場所づくりは、コミュニティ・スクールの重要なテーマになってくると思うので、教育委員会がリードして議論や取組を進めていく必要がある旨の発言があった。

※令和4年度第2回浜松市総合教育会議の議事録をもとに、文部科学省作成。

### 兵庫県宝塚市

- 議題のひとつとして、放課後児童クラブの待機児童対策について議論。特に、夏休み期間のニーズから**年度前半に待機児童が多数発生することへの対策**を中心に意見交換が行われた。
- 議論の中では、夏休み中の人材確保の対策として、スクールサポートスタッフ等の長期休業期間中に業務がなくなる方に関わってもらってはどうか、放課後子供教室に関わっている地域の方にも協力してもらおう学校運営協議会で検討してもらってはどうか、といった提案も行われた。

※令和5年度第2回宝塚市総合教育会議の議事録をもとに、文部科学省作成。

### 沖縄県北谷町

- 議題のひとつとして、待機児童対策としての**放課後児童クラブの整備**について議論。議論の冒頭、町長から、方向性を共有して、放課後児童クラブの担当課が教育委員会及び学校の協力を仰ぎながらやっていければということで議題にあげた旨の発言があった。
- 学校の空き教室や学校敷地の活用などの場所の確保や、新たな放課後児童クラブを整備した場合の運営方法などについて意見交換が行われた。

※第11回北谷町総合教育会議（令和6年1月）の議事録をもとに、文部科学省作成。